

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年9月28日（令和4年（行情）諮問第556号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行情）答申第657号）

事件名：中央社会保険医療協議会の特定の資料に関する意思決定の経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年5月13日付け厚生労働省発0513第2号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、資料の記載は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 事実認定の前提

前提となる事実及び経験則を確認すると、以下のとおりである。

(ア) 本件対象文書について

本件開示請求において、審査請求人（開示請求人）が開示を求め、処分庁が「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない」として不開示とした行政文書（本件対象文書）は、以下のとおりである。

「2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料「歯科用貴金属価格の緊急改定について」5頁「歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点」において、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしてはどうか。」との提案に至るまでの意思決定の経緯がわかる資料」

(イ) 2022年4月13日に開催された中央社会保険医療協議会総会の議事録について2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会の議事録のうち、本件対象文書に関連する部分を抜粋すると、以下のとおりである。

(引用開始)

処分庁（宮原歯科医療管理官）「5頁目の論点でございますが、先ほどご説明しましたように、令和4年度診療報酬改定において随時改定の方法を見直したところでございますが、ウクライナ情勢という特殊事情により、パラジウム等の素材価格が過去に例を見ない急騰がみられ最高値を更新するなど、想定されなかった事象が生じており、また、歯科医療現場からもこうした状況から早期の対応を求める声もあること等から、7月を待たずに令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行ってはどうかというものでございます。」

松本委員「まず、令和4年度の改定で、2頁目にもありますけれども、変動幅にかかわらず年4回の随時改定を行うルールに見直しましたのは、こうした素材価格の乱高下にフレキシブルに対応することが目的でございましたので、今回なぜこういった提案が出てきたのかというのは、非常に疑問を感じざるを得ないというのが素直な感想でございます。

確かにこの制度を設計した当初はこうしたウクライナへの侵攻はなかったことでございますけれども、4頁のグラフを見る限り、極端な異例の上昇とも思えませんし、一時的に医療機関に持ち出しが生じるというのは、こうした価格の設定が後追いするというルールとしては必ず起こり得ることで、一方、逆の面では、保険者からすると一時的に払い過ぎが生じるということもありますので、このルールを認めているということかと思えます。このルールどおりに運用するのが本来のやり方であり、どうしても今回緊急で行う必要性や、あるいは緊急改定によって、例を挙げていただいて、医療費や患者の自己負担にどの程度のインパクトがあるのかといったことをぜひ説明をいただきたいと思えます。

こうした今回のロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰対策を政府・与党で御検討と承っておりますけれども、そうしたものの一環としてこれが取り扱われるのであれば、例えば補助金が出るのが本当はないのかどうか、これについては確認をしたいと思えます。」

安藤委員「私も事情はよく理解いたしますが、せっかく今回このような新たな仕組みを導入して4月から開始しましたので、ここはこ

のままやったほうがいいのではないかと考えております。緊急性というのももちろんあるのですけれども、4頁の変動価格のグラフを見ると、それ以前にも急激な高騰や、急激な価格の低下が折れ線グラフでよく見えます。これに対応するために今回の仕組みを導入したのですから、事情はよく理解しますが、今回はそのまま3か月待っていて、作ったルール通りにやったほうがいいのではないかと思います。」

間宮委員「パラジウム合金の高騰は前から言われていて、歯科医の先生方からの悲鳴は聞こえてきていて、今回新しいルールができるということで、少しでも負担が減るようになればいいなと思っていたのですけれども、そのルールができたのにもかかわらず緊急的に改定するというのは、対応が早過ぎるのではないかと思います。過去にパラジウムの小売価格ではありますけれども、1万円を超えたことは実際にありましたし、今回もこれで1万1,000円とかも超えていますが、直近の2日間で見ると4.5%ぐらい下がっているのです。ですから、ここから上がるか下がるか分からない話なので、実際にウクライナ情勢はありますけれども、それによって上がり続けているわけではないと思いますので、これは新しいルールで3か月を待って対応していくのがいいのではないかと思います。」

処分庁（宮原歯科医療管理官）「今般、ウクライナ情勢等により、令和4年1月から3月の歯科用貴金属パラジウムの価格の高騰につきましては、こうした特殊事情という背景はございますが、そもそも今回の随時改定の見直しの契機となりました令和3年3月から5月にかけての価格高騰の約2倍程度の急騰が見られるような状況であり、また、歯科医療の現場からも7月を待たずにこの価格の急騰への対応を求める声がございまして、そうしたものも勘案した上で、今回5月に緊急改定を行ってはどうかと御提案させていただくものでございます。」（中略）

「また、補助金制度はどうかというご質問でございますが、そもそも保険医療材料の保険償還価格でございますが、また、今回緊急改定という要素はございますが、随時改定の方法にできるだけ即した形で保険償還価格、平均素材価格を基に算出するルールでございますので、ご提案した対応を行ってはどうかと考えております。補助金制度は、私の知る範囲においては、そうしたものの対応は検討されていないと承知しております。」

処分庁（宮原歯科医療管理官）「下がった場合はどうかという御質問もございました。今回は緊急改定ということであくまで特例的なもので、基本的には随時改定年4回の方法により対応していくべ

きものだと考えますが、仮に今後急激な素材価格の下落がみられ、特段の必要性があれば、特例的な価格見直しについての御議論をいただくこと自体、否定するものではないと考えております。」

松本委員「しかし、こうしたルールを無視した運用を繰り返すことは診療報酬制度の信頼を損なうおそれがありますので、今回の緊急改定が今回限りということはこの中医協の場で改めて確認をしていただきたい。」

処分庁（宮原歯科医療管理官）「松本委員が述べられましたように、基本的には随時改定の方法を見直した運用で対応すべきということで、今回はウクライナの情勢により特例的、個別的な事情により対応するものと考えております。その先の対応を100%どうこうするというのは、今後どういった特殊な事情が生じるか分かりませんが、ただ、基本的にはこの随時改定の年4回で行っていくべきものという立場です。」

（引用終わり）

（ウ）本件対象文書に関する国会審議における処分庁の答弁

処分庁は、歯科で使用される金銀パラジウム合金の市場価格の変動により生じる販売価格と告示価格との乖離への対応状況及びウクライナ情勢により主要産出国であるロシアからパラジウム合金の確保が困難になる懸念に関する国会審議において、以下の答弁を行っている。

a 2022年3月2日第208回国会衆議院厚生労働委員会第2号

（引用開始）

野間委員「（略）今、ロシアのウクライナ侵攻で様々な、我が国も経済制裁をするということになっておりますけれども、とりわけこの歯科の材料、あるいは自動車用で使うパラジウムが、ロシアは世界の4割の産出量を占めているということなんですけれども、これは歯科の問題にも影響してくるわけですが、我が国の経済制裁、そしてパラジウムが今後入ってくるのかどうなのか、その辺りについて教えてください。」

浜谷政府参考人「（略）厚労省におきましては、輸入の状況については把握しておりませんが、歯科用金銀パラジウム合金等の製造販売業者に聞き取りをいたしましたところ、現在のところでございますけれども、安定供給が困難になるといった報告は受けておりません。引き続き、状況について注視をしてまいりたいと考えております。」

（引用終わり）

b 2022年3月8日第208回国会参議院厚生労働委員会第2号

(引用開始)

秋野公造君「(略)次ですけれども、資料七にお示しをしていただきました、今回の診療報酬改定で大変画期的なことをしていただきました。それは、金銀パラジウム合金の材料価格の変動に対しまして、平均素材価格の期間を随時改定の3か月前から2か月前にするということで、非常に逆ぎやの状態を解除しようとして取り組んでいただいていたわけでありまして、世界的な非常に不安定な状況が続いておりまして、更なる、引き続き、例えば今回、年4回に上げていただいたわけでありまして、更なる対応が必要なときには是非御検討をお願いしたい、その思いで厚労省の見解をお伺いしたいと思います。」

政府参考人(浜谷浩樹君)「(略)議員御指摘のとおり、歯科用貴金属の素材価格の変動により適切に対応できるように中医協におきまして御議論いただき、令和4年度診療報酬改定におきまして、素材価格の変動幅にかかわらず年4回の改定を実施する、それから、より直近の平均素材価格を告示価格に反映するように見直したところがございます。この歯科用貴金属の随時改定につきましては、まずは令和4年度からの歯科用貴金属価格の新たな改定方法を着実に運用する必要があると考えておりますけれども、関係団体の御意見も伺いながら必要に応じて更なる見直し対応も含め、中医協において検討してまいりたいと考えております。」

(引用終わり)

c 2022年3月8日第208回国会参議院内閣委員会第2号

(引用開始)

上月良祐君「(略)続きまして、コロナで大変疲弊しております医療機関の関係につきましてちょっと聞きたいと思いますが、まず、歯科医療の金パラの問題について島村政務官にお聞きしたいと思います。もう2年以上、私もこの問題にずっと取り組んできておりまして、今回、随時改定の見直しが行われました。これは悪くないと思います。下降局面ではどうかなと思っていたら、ウクライナへのロシア侵攻もあって、今、金もパラも大きく値上がりをしております。現場の先生方は、恐らく今日これ聞いていらっしゃる先生もいると思うんですが、本当気が気でない状況だと。これ、島村政務官そのものが歯科医でいらっしゃいますから一番そう感じていらっしゃるかもしれないかもしれませんが、今回導入される仕組みでも追い付けないんじゃないかと思うぐらい心配をされていると

いうふうに思います。ただ、いずれにしても、随時改定は日経平均でトレンドを追っかけるだけなんですね。一番重要なのは、2年に1回、診療報酬改定に際して秋頃に行う調査であります。これがトレンドを追いかける大本の高さを決めてくれるということで、この平均的購入価格の調査と言われているものをしっかりやってもらわなきゃいけないということで、全国の歯科の政連の皆さんも各県で調査を今回はしっかりやられました。それと、金パラへの対応は、保険対象となるハイブリッドレジンとかCAD/CAM冠とかの技術対象を広げていくということも大変重要だと思っておりますが、これらについて今どんなふうに調整を進めてこられているのか、歯科医でもあり、まさにプロ中のプロであります島村政務官にお聞きをしたいと思っております。」

大臣政務官（島村大君）「(略) 今御説明がありましたように、この歯科医療は、まだまだこの口腔内に必要があれば金属を入れさせていただいております。この金属は、確かにトレンドとしては金属、非金属にはなっていますが、ただ、患者さんによっては適応症といいまして、今、上月先生お話ありましたように、金属以外、いわゆる白い歯を適応症の方には入れさせていただいておりますが、どうしてもこの白い歯の適応症に合わない方はいまだに金属を入れているのが実態でございます。

ですから、この金、銀、パラジウム、現在ロシアと南アフリカからこの金属を調達しております。今、上月委員からお話ありましたように、ロシアがこういう状況なので今後更にパラジウム等が値上がりする。もう足下でも日によってはグラムですよ、1グラムで500円程度変わっているのが今の現実です。

ですから、そこを上月委員はひもといていただきまして、今日資料をいただいておりますように、皆様方の資料4枚目、これ上月先生がですね、これ厚労省が作った資料じゃないんですよ、上月事務所が、上月先生が自ら作っていただいて、分かりやすくなっています。これをですね、私が解説するのもおかしいんですが、ちょっとだけ見ていただいて、一番最初の2015年5月、素材価格751円、公示価格619円。現在は、右下の一番下に公示価格が2,951円と、約3倍ですよ、3倍違っていると。これ、私が今日質問回答させていただくために、私30年前に開業しましたが、その当時は素材価格グラム296円。10倍、今、以上なんです。

これだけ価格が変わっているということで、我々医療界としては、今回の診療報酬改定でも、再診料を対比するのはおかしい

ですが、1点上げてもらうために、ほぼほぼこれは今回の経費で掛かっている。ということは、10円です。10円上げるために2年掛けていますけど、これは1日で500円変わっちゃう。これを是非理解していただくために、実勢価格をしっかりと調べることを上月委員が我々厚労省に求めていただきまして、しっかりとこの調査の方法を一からやり直しまして、この数を、客体を増やさせていただきました。ですから、本当に実態価格に合った今回診療報酬改定になったと思っております。ですから、今回は、今お話ししましたように、右下に書いてある2,951円から、今回は実態価格に合わせていただいて3,149円になっております。ですから、これは医療機関がプラスにしてほしいというんじゃなくて、実態価格に是非とも合わせていただきたい、これをやっていただきました。以上です。」

上月良祐君「(略) 何というんですか、技術料でこれが高い低いという問題じゃなくて、これ素材なので、素材でもうけたとか損したとかというのは、歯科医の皆さん方にとって決していいことじゃないと思うんです。これ、基本的にやっぱりそこでのもうけとか損とかはないようにしていただきたいというのが私の原点でありまして、この資料四は、政務官から説明いただきましたけれども、これ結構骨の折れる資料だったんですが、告示価格というのは保険償還価格、素材価格というのは、まあ、これはインゴットの日経平均ですね。だから、これは実は買う価格ではなくて、理論的な価格なんです、素材価格というのは、本当はもっと買うのは高くなりますので。そういう意味では、告示価格が3,149円というのは、僕の計算では、まあまあ今回は本当にちゃんと調査していただけたかなというふうに思っております。」

今回は随時改定の仕組みの見直しも含めて、制度としては今回は非常に多としたいというふうに思っておりますが、ただ、これは平時だったらそれでよかった、ありがとうございますで終わりなんです、ロシアの問題がありますので、パラは4割はロシア依存と聞いています。

審議官もおっしゃっていましたが、政務官もおっしゃっていましたが、急激にこれから暴騰していくようなことがあったときには何か緊急の対策というものが政府全体の中でもいろいろ出てくるかもしれないので、しっかり備えておいていただきたいと思えますし、もう素材自体が手に入らないといったような事態となったらこれ大問題ですから、是非とも十分に目を光らせていただいて、我々も議連などでもしっかり議論をしてい

きたいと思しますので、その点を御要望しておきたいと思
います。どうかよろしく願いをいたしたいと思
います。(以下
略)」

(引用終わり)

d 2022年3月16日第208回国会参議院厚生労働委員会第
3号

(引用開始)

比嘉奈津美君「(略) さて、何人かの先生からも質問はあったよう
ですが、歯科の金銀パラジウム合金の素材となるパラジウムの多
くがロシアから輸入されております。この材料の供給について、
厚生労働省としては歯科医療への影響をどうお考えですか。」

比嘉奈津美君(原文ママ)「(略) 我が国では、パラジウムの多くを
南アフリカや、あるいは先生御指摘のロシアから輸入している状
況にあると承知しております。その中で、歯科治療の金銀パラジ
ウム合金の素材として使用されているパラジウムに関しましては、
業界に確認したところ、ロシア以外からの調達を中心としており
まして、メーカーからは直ちに供給に支障が生じる状況ではない
と聞いております。

ただ、厚生労働省といたしましては、医療機器の安定供給を確
保する観点から、メーカーに対しまして、製品の供給に不安が
生じた場合には速やかに報告するようお願いしているところ
でございます。歯科治療用のこの金銀パラジウム合金につきま
しても、こうした状況でもございますので、引き続きメーカー
と密に意思疎通を図りながら供給状況をしっかり注視してまい
りたいと考えております。」

(引用終わり)

(エ) 本件対象文書に関し関係団体から処分庁に寄せられた意見、提案
並びにマスコミ報道

a 本件対象文書に関して、関係団体から処分庁に寄せられた意見、
提案並びにマスコミ報道をまとめると、下記表のとおりである。

(表略)

b 処分庁及び国は、上記 a に記載した意見、提案に対して、下記
の見解を示している(下記の番号は、表中のNo.を示す)。

1) (長崎保険医協会からの金パラ逆ザヤを補填する算出方法の
提案に対して)「提案については精査し参考としたい。中医協
は公平中立であるので、支払側の意向も考慮し、同意を得る必
要がある。価格があがるだけにインセンティブはつけられない、
利ザヤへの対応も重要だ」「ロシア・ウクライナ情勢による価

格変動も有り得る」「今次改定における成果や影響も見ながら対応する」

2 2) (日本歯科医師連盟からの「歯科用パラジウム合金の急騰に関する要請書」に対して、岸田内閣総理大臣は)「金パラ問題は理解している。担当部署にも自分からもしっかりと伝え、何ができるか対応策を考える」

2 3) (自民党厚生労働部会からの歯科用貴金属の価格高騰への対応の求めに対して)「厚生労働省も、歯科用貴金属の価格高騰を課題として認識しており『(対応を) 真剣に考えたい』と答えたという。」

(オ) 別件開示請求において処分庁が特定した行政文書並びに経験則(事実の推定)

a 処分庁は、別掲開示請求に係る令和3年(行情)諮問第390号(特定保険医療材料の告示価格の訂正に関する文書の開示決定に関する件(文書の特定)の理由説明書(答申書の第3の3(2))において、以下の説明を行っている。

(引用開始)

(2) 本件開示請求対象文書の特定について

本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて、本件開示請求対象行政文書について探索したところ、本件訂正を受けて、原処分庁において、「随時改定(旧). X L S X」を「随時改定(新). X L S X」に見直し、訂正後の歯科用貴金属価格について、令和2年2月7日付け保発0207第3号「歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法」に拠って算出している。したがって、上記「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」について、本件開示請求対象行政文書として追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

(引用終わり)

b ある時点において、行政機関内に上記aに記載した「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」が存在した事実から、本件開示請求時点においても、処分庁内に本件対象行政文書に係る「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」に関連する行政文書が存在した事実が推定される。

イ 本件不開示決定に対する審査請求人の認否・反論

本件不開示決定は、対象行政文書の特定が不十分であり、認められない。

処分庁が、2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料「歯科用貴金属価格の緊急改定について」5頁「歯科用貴金

属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点」において、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしてはどうか。」と提案するに当たっての起案及び決裁に係る行政文書及び担当者間で送受信した電子メール等の電磁的記録が存在すると考えるのが経験則上自然であり、当該行政文書は本件対象文書に該当する。

また、審査請求人は、下記（ア）ないし（エ）に記載する行政文書の中に、本件対象文書に該当する行政文書（担当者間でやりとりした電子メールや、上記ア（オ）aに記載したエクセルファイルなどの電磁的記録を含む。）が存在すると考える。

改めて本件対象文書を特定し、開示するよう求める。

（ア）上記ア（イ）に記載した中央社会保険医療協議会総会議事録で示された下記の行政文書

a 「ウクライナ情勢という特殊事情により、パラジウム等の素材価格が過去に例を見ない急騰がみられ最高値を更新」したことに對して、「想定されなかった事象」との判断に至った経緯がわかる行政文書

b 「歯科医療現場からもこうした状況から早期の対応を求める声もあること」「歯科医療の現場からも7月を待たずにこの価格の急騰への対応を求める声がございまして、」との発言に関して、歯科医療現場から寄せられた声が整理された行政文書及び「そうしたものも勘案」との発言に関して、寄せられた声に係る評価・分析結果がわかる行政文書

c 「今回は緊急改定ということで、あくまで特例的なもの」「今回はウクライナの情勢により特例的、個別的な事情により対応するもの」との発言に関して、今回の緊急改定については特例的、個別的な事情による対応であるとの判断に至ったことがわかる行政文書

（イ）上記ア（ウ）に記載した国会審議における処分庁の答弁で示された下記の行政文書

a 上記ア（ウ）a 「歯科用金銀パラジウム合金等の製造販売業者に聞き取りをいたしましたところ、現在のところでございますけれども、安定供給が困難になるといった報告は受けておりません。」との発言に関して、製造販売業者への聞き取り調査結果に係る行政文書

b 上記ア（ウ）a 「引き続き、状況について注視をしてまいりたいと考えております。」との発言に関して、その後の状況の推移の状況及び状況の推移に対する判断がわかる行政文書

- c 上記ア（ウ） b 「関係団体の御意見も伺いながら，必要に応じて更なる見直し対応も含め，」との発言に関して，関係団体の意見が整理された行政文書及び関係団体の意見に対する評価，分析結果がわかる行政文書
 - d 上記ア（ウ） c 「ロシアがこういう状況なので今後更にパラジウム等が値上がりする。もう足下でも日によっては，グラムですよ，1グラムで500円程度変わっているのが今の現実です。」との発言に関して，パラジウムの価格高騰に係る調査，分析結果がわかる行政文書
 - e 上記ア（ウ） c 「実勢価格をしっかりと調べることを上月委員が我々厚労省に求めていただきまして，しっかりとこの調査の方法を一からやり直しまして，この数を，客体を増やさせていただきました。」との発言に関して，歯科用貴金属の実勢価格調査の実施方法の変更内容及び調査結果がわかる行政文書
 - f 上記ア（ウ） d 「歯科治療用の金銀パラジウム合金の素材として使用されているパラジウムに関しましては，業界に確認したところ，ロシア以外からの調達を中心としておりまして，メーカーからは直ちに供給に支障が生じる状況ではないと聞いております。」との発言に関し，メーカーへの聞き取り調査結果に係る行政文書
 - g 上記ア（ウ） d 「厚生労働省といたしましては，医療機器の安定供給を確保する観点から，メーカーに対しまして，製品の供給に不安が生じた場合には速やかに報告するようお願いしているところでございます。歯科治療用のこの金銀パラジウム合金につきましても，こうした状況でもございますので，引き続きメーカーと密に意思疎通を図りながら供給状況をしっかりと注視してまいりたいと考えております。」との発言に関し，メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書及び供給状況の推移がわかる行政文書
- (ウ) 上記ア（エ）に記載した関係団体から寄せられた意見，提案並びにマスコミ報道に関する下記の行政文書
- a 上記ア（エ） aに記載した関係団体から処分庁に寄せられた意見，提案並びにマスコミ報道が整理された行政文書及び関係団体の意見に対する評価，分析結果がわかる行政文書
 - b 上記ア（エ） b 1) 「提案については精査し参考としたい。」との発言に関して，当該提案に対する評価，分析結果がわかる行政文書
 - c 上記ア（エ） b 2 2)に記載した，岸田内閣総理大臣からの歯

科用金銀パラジウム合金の急騰への対応策の検討に係る指示内容
がわかる行政文書及び指示内容に対する検討内容がわかる行政文
書

d 上記ア（エ） b 2 3）に記載した、『（対応を）真剣に考えた
い』との発言に関して、歯科用貴金属の価格高騰への対応に係る
検討内容がわかる行政文書

（エ） 上記ア（オ）に記載した別件開示請求において処分庁が特定し
た行政文書に関連する行政文書

2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料3
頁「歯科用貴金属の価格改定の推移」及び同資料4頁「歯科用金銀
パラジウム合金の告示価格と平均素材価格の推移（月別）」のグラ
フの作成にあたっては、上記ア（オ）の引用部分に記載した「随時
改定（旧）. X L S X」及び「随時改定（新）. X L S X」などの表
計算ソフトのファイル等の電磁的記録が使用されている事実が推察
される。

当該電磁的記録は、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用
いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしては
どうか。」との提案に際しての資料であり、本件対象文書に該当す
る。

（2）意見書

ア 事実認定の前提

（ア）本件対象文書に関する国会審議における諮問庁の答弁

諮問庁（処分庁）は、金、銀、パラジウムの素材価格の変動によ
り生じる歯科用金銀パラジウム合金の告示価格（保険価格）と市場
価格（歯科医院の購入価格）との乖離への対応及びウクライナ情勢
により主要産出国であるロシアからパラジウムの確保が困難になる
懸念に関する国会審議において、以下の答弁を行っている。

a 2022年4月13日第208国会衆議院厚生労働委員会第1
3号

（引用開始）

吉田（統）委員 それでは、ちょっと金パラの話をしていただき
ます。

今回、ウクライナ情勢で、金、パラジウム、原材料費が上がって
います。歯科医師や歯科技工士の皆さんは本当に困っています。

ただ、厚生労働省も当然考えていただいているし、年に1回だった
のを年4回変更にしてくださっているし、直近でも、現行の5%超
の価格変動で実施する随時改定1と15%超の価額変動で実施する
2を整理して、3か月で毎回改定することになっていますね。素材

価格の参照期間も、改定実施の3か月より前だったのを2か月前にして、より直近の金額が反映される。本当に、もちろん、よく現行の制度内ではやったださっていると思います。本当に、パラジウムは、今、4割がロシアなんですかね、世界の産出量の。そんなようなデータもあったんですが。かなり金の価格も高騰してしまっているんです。今回の改正だけで対応できると大臣はお考えになられているかどうかを、まずお聞かせください。

後藤国務大臣 令和4年度の診療報酬改定におきましては、歯科用の貴金属の随時改定、これは年に4回の随時改定ということで対応するという事にしました。

しかし、パラジウムの価格の急騰を踏まえて、本日の中医協に対しまして、令和4年1月から令和4年3月までの素材価格の対象期間の価格によって緊急改定を5月に行う、そういう事務局案を今、御承認をいただくように、ちょうど本日諮るということで対応をするということで今準備しております。

吉田（統）委員大臣 それで結構です。では、役所に聞きますが、今大臣がおっしゃった件は、いつ決まったのですか。

浜谷政府参考人 お答えいたします。そういう意味では、まだ正式決定をしておりませんで、今日、まさに今、中医協で御議論いただいているということでございます。（吉田（統）委員「違う違う、それを提案されることがいつ決まったのかということ」と呼ぶ）事務局から今日提案をさせていただきました。

吉田（統）委員 では、今日決まったのですか。それを聞きたいんです、大事なことなので。いつ、その提出すること自体が、今日決まったわけではないですよ、いつ決まったのですか。正確に教えてください。

[今枝委員長代理退席、委員長着席]

浜谷政府参考人 お答えいたします。係数自体は、1月から3月までの素材の平均価格ということですので、もっと前でございますけれども、事務局といたしまして提案をさせていただいたのは、まさに本日ということでございます。

吉田（統）委員 本日で間に合うものなんですね。実際、前回、私が厚生労働省からレクを受けたときに、大臣、少し不誠実だなと思ったことがあったんです。今日、今そういった御答弁を、そのとき本来はいただいているべきだなと思ったんですね。

なぜかという、だって、4月の5日に産経新聞が報道しているんですが、岸田総理は、3月31日に日本歯科医師連盟の高橋会長と官邸で会って、歯科治療で使う金銀パラジウム合金の価格高騰対

策を要望されて、関係部署にすぐ伝達して対応すると応えていらっしやるんです。

私、この後に、何度も、何かやるんですかと聞いたんですよ、役所の方にね。そうしたら、いや、やりませんと。これは本当ですよ。ちょっとぐらい前向きな答えを下さいよって私は再三言ったんです、再三。でも、いや、それは難しいです。大臣にこれは勇気づけるためにちゃんと行ってくださいよと何回も言ったんですよ。それが、役所の方、いや、できません、できませんで。

総理の指示が出ているのに、役所が、だから、伝達されていなかったということになっちゃうんですよ、それだと。すぐ伝達すると総理、力強くおっしゃっているじゃないですか。すぐというのは、総理のすぐというのは本当に一刻も早くという意味だと私は思うんです。岸田総理はそんな思いで言ってくださったと思う。

しかし、実際現場で我々にレクをする立場の方々が、いや、何もしませんよと、先ほど随時改定をやるということ以外はちょっと、何も答えられないんですと繰り返し繰り返しされていたんですよ。でも、何かやるでしょう。いくら何でもとしつこく聞いても、何も答えがなかった。やっと今日になってこういう御答弁をいただきましたが。これが本当だとすると、少し不誠実な御対応だったんじゃないかと私は心配するんですが、大臣、いかがでしょうか。

後藤国務大臣 検討をしている段階で、結論が出ていないわけですから、なかなか事務方がその内容についてコメントをするということとはまず難しいということだと思います。

そして、今回のことについて言えば、総理の御指示もありましたし、その旨についてはオープン情報にその段階でなっていたと思います。もちろん、どういう御説明をさせていただくか、信頼に足る対応を役所もすべきだというふうに一般論としては思いますけれども。

いずれにしても、検討しているといったときに、なかなかそれだけでも会話は済まないようにも思うので、その辺のところは、検討中のことについて、なかなかそこは、コメントがないというのは、やはり、今回検討をして、そして初めて中医協に諮ることを発表して、そして何をかけるのかということを決める直前にやはりこういうことを決めて、お諮りをして、手続を取っていくということについては、御理解をいただきたいと思います。

吉田（統）委員 今の大臣の話なら理解するんですよ。検討しないとはっきり断言したんですよ。検討しないは、大臣、おかしいでしょう。私が、検討しますよねと言ったんですよ。検討するなら、す

るだけでもおっしゃってくださいと。それが大事じゃないですか。検討するかしないかというのは非常に大きいので。いいですよ、大臣。ちゃんとやっていただければ結構なんです。ただ、非常に、総理の御発言があるのに何もしないと繰り返していたのは不誠実だし、現場の歯科医師の方や技工士の方が大変不安に思われていたと思うんです。ですから、今日、中医協で、大臣からしっかりと御説明があったように、対応すると。

大臣、多分、中医協ですから、診療報酬的な議論の積み重ねになりますよね、大臣。今日、御提案していただいたら。これは、大臣に御提案していただいたことは感謝を申し上げます。しかし、診療報酬上の対応だと限界があるのが見えてきているのが今なんじゃないですか、大臣。

そうすると、もう時間がないので最後にお伺いしますが、現行の回数を頻回にしたり、様々な工夫を凝らすことだけで対応することがそもそも無理な段階になっているんじゃないかと私は思うんです。ですから、大臣に最後お伺いしたいのは、現行の制度を利用してやっていく方法以外に、大臣が何かお考えになったり、リーダーシップを取って、進めている方法がないかどうか。ないならないんでしょうけれども、何か考えていただいているんだったら、また、ちょっと検討しているだけでも結構ですので、教えていただけますか。

後藤国務大臣 素材価格の高騰に対応できるような制度を何か考えているかというお尋ねについては、どういう内容のことを想定して御意見を述べておられるのかもよく分かりませんが、いずれにしても、いい知恵があるかどうかということは、関係者の御意見もお伺いした上で、もちろん対応する必要があるということであれば何かを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

吉田（統）委員 もう終わりますが、大臣として対応する必要があるかどうかというのは、お考えは最後にいただけませんか。対応する必要があると大臣がお考えになっているかどうかだけ。簡単で結構です。

橋本委員長 後藤厚生労働大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

後藤国務大臣 今日は、まず、中医協に提案した案を通していただいて、今後のパラジウムの価格だとか、歯科医療の現場を見て考えていきたいと思っております。

吉田（統）委員 終わります。感謝申し上げます。ありがとうございました。

(引用終わり)

b 2022年4月15日第208国会衆議院厚生労働委員会第14号

(引用開始)

吉田（統）委員 水曜日、厚生労働大臣の諮問機関である中医協で金パラの改定を提案したということでございます。本来は7月に、大臣、予定がされていたものでございますよね。

念のための確認ですが、今回は7月の予定のものを5月に前倒しをしたわけではなくて、7月のものはまた7月にやる、その上で、緊急の改定ということで、今回、5月からの改定を行うという理解で、大臣、よろしいですか。

後藤国務大臣 その理解で結構です。今回、本来のルール変更によりまして、年4回、実勢価格による改定の制度変更を行ったんですが、7月を待たずに今回は緊急的改定を行ったということございまして、7月には7月で通常の制度に基づく制度運用を行います。

吉田（統）委員 分かりやすい御答弁で、ありがとうございます。そうすると、大臣、5月末までの金パラの告示価格は30グラム当たり9万4,470円だったわけなんです。5月1日から10万2,390円となりますが、ある会社の4月11日現在の金パラの市場価格は10万8,900円とも聞いていますので、実は大臣、現時点で既に5月1日以降の告示価格を上回ってしまっていて、今回の改定でもこの逆ざや状態が完全に解消されるわけではないんです、大臣。今回のルール改定でも、通常ルールによって、今年の1月から3月の金銀パラジウムの素材価格を参照しているためなんですよ、これは。今後も市場価格の高騰が続けば、更に新たな改定まで逆ざや状態が継続することになります。

ここで、大臣、今回の緊急改定をしていただいたんですが、それによってもやはり逆ざやが完全に解消されない点について、大臣、どのようにお考えになりますか。

後藤国務大臣 診療報酬改定、市場価格の状況に応じてできる限り対応していくということで、変化幅による改定から年4回の実勢価格による改定に変更したのもその一つでありますけれども、現時点においてそれ以外の施策について検討を要する状況にはないというふうに考えております。

いずれにしても、今後とも何らかの対応が必要かどうかは、パラジウム等の市場価格や歯科医療の現場の状況を見ながら、当然関係者の御意見を伺いつつ考えることになってまいりますけれども、今、現状としては、最低限の、実勢、市場価格の状況に応じて対応するという考え方で進めさせていただいているというふうに思っております。

吉田（統）委員 大臣はそう御答弁なさるしかないんだと思います、それは。ただ、そもそも厚生労働省の方、これは従前からです、かなり長い間いろいろな形で私もお話を聞いていますので。彼らも、実は結構胸を張って、診療報酬改定で金銀パラジウムの高騰にしつかりと対応できる制度を整えたと言っていましたよ、以前も。そして、今回ですら、そういうことをやはりおっしゃっています。

にもかかわらず、今回、年4回の改定に加えて緊急改定をしなければならなくなったということで、これは厚生労働省の責任や大臣の責任というわけではないんですが、市場の原理に基づくものです。

ただ、今のやり方や、改定を、頻度を上げるというやり方ではもう難しい、つまり制度自体が破綻しているということを、大臣、お認めになりませんか。このままでいけると本当に考えていらっしゃると思いますか。

私は、これは難しいと思いますよ。委員長も首をかしげていましたけれども、委員長ね、これじゃ無理ですよ、本当に。委員長、よくよくお詳しいと思うんですけども、医療のことは。

だから、制度疲労というか、もう完全に限界が来ているんです。やはり、投機対象にもなっているものだし、希少金属であるという時点で、これを通常の今までのやり方でやっていくのは、大臣、やはり無理だと思うんですが、大臣はそれでも、今なお、工夫はされるとおっしゃっていますが、この制度の維持で何とか切り抜けられるとお考えですか。

後藤国務大臣 金銀パラジウム合金については、輸入される素材価格の高騰によりまして価格に変動はあるものの、メーカーからは、材料となるパラジウムの確保自体に問題は生じていないというふうに聞いておりまして、供給に支障が生じる状況ではないというふうに聞いております。

こうした供給に支障が生じるような状況が生じているわけではない状態の中で、国が自らパラジウム等を確保するとか、何かいろいろな緊急的な措置を考えてみてはどうかという御提案なのかもしれませんが、そういうようなことは今する状況にはないというふうに考えています。

吉田（統）委員 じゃ、まあ、大臣、いろいろお考えにはなっていないだけだろかなというのが、ちょっとニュアンスとして、大臣、伝わりましたので。では、ちょっと役所の方にお伺いします。

私は、本当に、胸を張ってつくった制度で緊急改定を挟まなきゃいけない時点で、これはかなりもうやばい状況だと私は思いますよ。

しかし、そういった指摘をすると、厚生労働省のレクにこられた方や説明にこられた方は、今回は特別急激な高騰だったからでしょうがないんですと言いつけをされていました。

しかし、そうじゃないですよ。私もちょっといろいろ計算してみましたけれども、金、パラジウムに関してはここ数年の間にも、数学的にはほぼ同程度の高騰を数回しています。

今回、確かにスパイク状に上がっていますが、今回だけが特別だと何回も言っていましたよ、レクに来られた方が。でも、これは違いますよ。ちゃんと計算すると、そうでもないことが分かります。

そうすると、やはり、今の仕組みが非常に難しい。私は、別に、このままいけるんだったらいいと思いますよ。このまま制度を維持して、今のまま対応していくことによって成り立っていきなりいいと思います。しかし、皆さんが胸を張ってこれは大丈夫だと私にも説明していた制度でも緊急改定を挟まなきゃいけなくなっている現状を踏まえて、本当にこのままやっていると厚生労働省としては思われますか。どうぞ、お答えください。

浜谷政府参考人 お答えいたします。

今回の5月の歯科用貴金属価格の緊急改定でございますけれども、まさに緊急の改定ということでございまして、ウクライナ情勢という想定外の特殊事情の下で、まず、歯科用貴金属の素材価格が最高値となったこと、それから、過去に素材価格が高騰した際と比較いたしましても最高額の、上昇額となっていること、それから、歯科医療関係者からも価格の急騰への対応を求められる声があったことなどを総合的に勘案いたしまして、改定を行うということでございます。

なお、随時改定のルールを今回見直したわけでございますけれども、まずは新たな随時改定の方法を着実に運営してまいりたいと考えておりますし、この随時改定の方法の更なる見直しにつきましては、今後の価格変動の状況、関係者の御意見等を十分伺いする必要があるというふうに考えております。

吉田（統）委員 だから、答弁の、準備されたやつをそのまま読まなくてもいいですよ。私がお話をしているんです、前提として。その前提としてお話ししているところとまた違う説明をされているので、それじゃ成り立ちませんからね。

私は、だから、さっき、計算して、一定程度同じ割合になっているということを数学的にちゃんと精査をしているので、その上で言っているから、前段のところはおかしいんですよ。

まあいいです、余り、もうここ。ただ、役所としては、今、この

今回つくった制度を、胸を張って、これでいいんですとおっしゃっていた方もいらっしゃると思いますが、これを堅持すると。もうほかの方法をやはり考えていくべき時期に来ていると思うんですけれども。以前なら、金の値段というのは、やはり上がったり下がったり一定程度していたんですよね。ただ、ある時期から本当に金の値段がずっと上がり続けているじゃないですか。パラジウムというのは、比較的、希少金属ですけれども、安かったんですよね、昔は。ただ、今はもう投機でも用いられて、物すごい高騰じゃないですか。金の高騰と比べたら、パラジウムの高騰の方がはるかに高いわけですよね。

前提として、今までやってきたバックグラウンドと全く違う状況になっちゃっているのだから、ここでやはり今までの改定の回数を、頻度を変えるとか、そういう対応では難しい。だから今回も緊急改定が必要になったわけじゃないですか。

さっき私が言ったように、今までもこれくらいの似たような状況というのはあったわけですよ。あった状況を踏まえて今回の制度をつくったけれども、また更に緊急改定が必要になったということは、申し訳ないですけれども、厚生労働省さんは、大臣、しっかり答弁していただいています。大臣の答弁もちょっとやはり厳しいですよ。だって、そういう前提がもう崩れちゃっている。ちゃんと制度設計したのにまた駄目になっちゃっているわけじゃないですか。

そこって本当に真摯にお考えになる必要はないですか、厚生労働省、大丈夫ですか。

浜谷政府参考人 お答えいたします。繰り返しになりますが、随時改定については、まずは着実に運営してまいりたいというふうに考えております。また、ほかの手段といたしましては、まず、価格が変動しにくい歯科用貴金属の代替材料の推進ということも必要だというふうに考えております。

今回の診療報酬改定におきましても、CAD/CAM冠という代替材料について適用拡大してございまして、CAD/CAMの詰め物、インレーについても新たに保険適用としたところでございます。

こういった代替材料の保険適用について、関係学会、企業等からの提案に基づいて、有効性、安全性等に関するデータを踏まえて、中医協での検討が進むようにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

吉田（統）委員 代替の話はまた別途するので、代替の話はしていないんです。委員長も、歯科のことは詳しいと思いますけれども。代替で全部成り立てばいいんですけれども、やはり強度が足りない

というのはもう御存じだと思うので。代替もどんどんやればいいですよ、それは大臣もそうお考えだと思います。

代替でできるもので、安価で、保険でしっかりとやっていけるものをどんどん入れていかれるといいと思います。しかし、今そこじゃない部分を聞いているので。まあ、いいです。

じゃ、もう少し大臣にも聞いていきますが、今回、やはり、緊急改定、大臣、診療報酬の引上げですよ、そもそも。ですから、患者さんの窓口負担もやはり増加するし、一方で、技術料は変わらないので、歯科医院は別に増収にもなりませんね。金パラの高騰により経営もより苦しくなっている。

こういう状況を、大臣、どういうふうに捉えられますか。つまり、随時改定をやっていくと、頻度を上げると、上げていく場合は患者さんの負担も増えていくんですよ、やはり。その辺を踏まえてどう思われますか、大臣。

後藤国務大臣 それぞれの本当に緊急な局面で、医療現場から色々なお話があったり、あるいは国民が医療を受ける立場で色々な声あれば、そのときそのときの状況をつぶさに検討するということは行政にとって大切なことだとは思いますが、けれども。

しかし、全体として見ると、我が国は、やはり、診療報酬制度に基づいて、国民の負担も含めて、全体として医療を安定的に持続的に支えていく、そのときに、診療報酬制度というのは、持続的な医療提供体制を支えるという形で制度は設計されているので、そういう基本的な考え方に従ってやはり運営するべきものなんだろうというふうには思います。

吉田（統）委員 大臣がおっしゃるとおり、本当に継続というか守っていくことが大事ですよ。私は大臣を信じて、期待していますので。この点は終わりますが、本当に難しいと思います。例えば、選定療養みたいにして外に出しちゃうと、外に出た分が自費になってしまって、より患者さんの負担が増えたりとか、本当に難しいですよ。このかじ取りは本当に難しいと思いますので、大臣、よく御精査いただいて、政策決定していただきたいと思います。

（引用終わり）

イ 諮問庁が理由説明書で主張する事実に対する審査請求人の認否・反論

理由説明書（下記第3の3「(2) 審査請求人の主張について」及び「(4) 原処分 of 妥当性について」）に対して、以下のとおり反論する。

(ア) 理由説明書（下記第3の3（2））について

- a 「中医協資料の作成にあたって起案及び決裁を行う根拠はなく、文章化の手間をかけて電子メール等で担当者間の意思疎通を行う必然性もないことから、文書の存在理由にならない。」について
- (a) 「中医協資料の作成にあたって起案及び決裁を行う根拠はなく、文章化の手間をかけて電子メール等で担当者間の意思疎通を行う必然性もない」との説明は、公文書等の管理に関する法律に基づく厚生労働省行政文書管理規則（以下「行政文書管理規則」という。）10条（文書主義の原則）及び11条の各項（別表第1の業務に係る文書作成）の規定に違反している。
- (b) 行政文書管理規則は、別表第1の備考において、「審議会等文書」について、「審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書」と規定しており、本件対象文書は、中央社会保険医療協議会総会（以下、第2において「中医協」という。）における「審議会等文書」に該当する。
- (c) そして、2022年4月13日開催の中医協において諮問庁が提案した歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応（以下、第2において「当該緊急提案」という。）については、審査請求書（上記（1）ア（ウ））及び上記ア（ア）a及びbに記載したとおり、国会において審議されている事項であるから、本件対象文書は、行政文書管理規則の別表第1の備考において規定されている「国会審議文書」（国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書）にも該当する。
- (d) したがって、当該緊急提案に当たっての起案及び決裁、及び担当者間で意思疎通を行うために作成、取得した本件対象行政文書が存在すると考えるのが経験則上自然である。
- b 理由説明書（下記第3の3（2）ア）について
- 理由説明書（下記第3の3（2）ア）に記載された諮問庁の各説明に対する反論は、上記a（a）ないし（d）に記載したとおりであるが、加えて個別に以下意見を述べる。
- (a) 理由説明書（下記第3の3（2）ア（ア））について
- i 諮問庁は、「想定されなかった事象」という発言は、歯科用貴金属の基準材料価格の改定基準について「過去に例を見ない高騰」を想定していないという歯科医療管理官の認識を述べたもの」と説明している。
- しかし、上記ア（ア）bに記載した国会議事録において、吉田統彦議員は、諮問庁に対して、金、パラジウムに関しては過去数年間に同程度の高騰を数回していると指摘した際に、

「今回だけが特別だと何回も言っていましたよ、レクに来られた方が。」と発言している。この吉田統彦議員の発言にある「レクにこられた方」とは、諮問庁の担当者（歯科医療管理官）と考えるのが経験則上自然である。

ii 諮問庁が、「今回だけが特別」との判断に至った根拠がわかる資料は、本件対象文書に該当する。したがって、吉田統彦議員に対して「今回だけが特別」との説明がなされたレクに当たり諮問庁が作成した説明用資料（諮問庁の担当者の手持ち資料を含む）は、審査請求書（上記（１）イ（ア）a）に記載した行政文書に該当する。

（b）理由説明書（下記第3の3（2）ア（イ））について

i 「対応を求める声」という発言は（略）当該提案を行った直接の理由として位置付けられてはいない。」との説明は、認められない。

上記ア（ア）bに記載した国会議事録において、諮問庁（後藤厚生労働大臣）は、「今後とも何らかの対応が必要かどうかは、パラジウム等の市場価格や歯科医療の現場の状況を見ながら、当然関係者の御意見を伺いつつ考えることになりまします」と答弁している。今後の対応が必要か否かの判断に当たり、関係者からの意見聴取を「当然」と位置付けている以上、「対応を求める声」は、当該緊急提案を行った直接の理由として位置付けられていると認められる。

ii そして、上記ア（ア）bに記載した国会議事録において、諮問庁（後藤厚生労働大臣）は、「それぞれの本当に緊急な局面で、医療現場からいろいろなお話があったり、あるいは国民が医療を受ける立場でいろいろな声があれば、そのときそのときの状況をまたつぶさに検討するということは行政にとって大切なことだとは思いますが」と答弁している。

iii 上記iiの諮問庁の答弁は、「対応を求める声」について、個別詳細に整理または評価・分析を行うことの必然性を根拠づけるものであり、「そのときそのときの状況をまたつぶさに検討する」ために作成された行政文書は、審査請求書（上記（１）イ（ア）b）に記載した行政文書に該当する。

（c）理由説明書（下記第3の3（2）ア（ウ））について

i 諮問庁は、「今回の緊急改定については特例的、緊急的な事情による対応であるとの判断については（略）緊急改定自体が（略）尋常ならざる対応で、これを安易に行うべきではないという判断は合理的なものであり何らかの根拠を持ち出

す必要があるものではない。」と説明している。

しかし、上記ア（ア） a に記載した国会議事録において、吉田統彦議員は、当該緊急提案に関して、「実際現場で我々にレクをする立場の方々が、いや、何もしませんよと、先ほど随時改定をやるということ以外は、ちょっと何も答えられないんですと繰り返し繰り返しされていたんですよ。」と発言している。この吉田統彦議員の発言にある「実際現場で我々にレクをする立場の方々」とは、諮問庁の担当者と考えるのが経験則上自然である。

その後、上記ア（ア） b に記載した国会議事録において、吉田統彦議員は、当該緊急提案に関して、「厚生労働省のレクに来られた方や説明に来られた方は、今回は特別急激な高騰だったからしょうがないんですと言いつてをされてきました。」「今回だけが特別だと何回も言っていましたよ、レクに来られた方が。」と発言している。

ii 諮問庁が、当初「何もしない」と説明していたにも関わらず、その後「今回だけが特別」との判断に至った根拠がわかる資料は、本件対象文書に該当する。したがって、吉田統彦議員に対して「いや、何もしませんよと、先ほど随時改定をやるということ以外は、ちょっと何も答えられないんです」との説明がなされたレク、及び「今回は特別急激な高騰だったからしょうがない」「今回だけが特別」との説明がなされたレクに当たり、諮問庁がそれぞれ作成した説明用資料（諮問庁の担当者の手持ち資料を含む）は、審査請求書（上記（1）イ（ア） c）に記載した行政文書に該当する。

c 理由説明書（下記第3の3（2）イ）について

理由説明書（下記第3の3（2）イ）に記載された諮問庁の各説明に対する反論は、上記 a（a）ないし（d）に記載したとおりであるが、加えて個別に以下意見を述べる。

（a）理由説明書（下記第3の3（2）イ（ア））について

i 諮問庁は、「製造販売業者に対して当時の見込みで製造に影響が出ていないか聞き取り調査をしたものについては、電話での聞き取りであり、」と説明し、理由説明書（下記第3の3（2）イ（キ））において、「メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書」については、「令和4年2月9日厚生労働省医政局経済課長・保険局医療課長通知（略）が該当する。」と説明している。

当該通知の「2 製造販売業者からの意見聴取」には、「製造販売業者からの意見聴取の時期及び場所は、医政局経済課から製造販売業者に対し直接連絡し、随時実施するものとする。」とされていることから、当該通知に基づき、医政局経済課長と保険局医療課長との間で、電話での聞き取り調査を実施する旨の判断に関する協議及び聞き取り調査結果に関する協議が行われていると考えるのが経験則上自然であり、当該協議に関する行政文書は、審査請求書（上記（1）イ（イ） a）に記載した行政文書に該当する。

ii また、上記 a（c）に記載したとおり、歯科用金銀パラジウム合金の製造販売業社への聞き取り調査結果に関する国会答弁における想定問答等の行政文書は、審査請求書（上記（1）イ（イ） a）に記載した行政文書に該当する。

(b) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（イ））について

i 上記 a（b）に記載したとおり、歯科用金銀パラジウム合金の供給の状況について「注視をした内容とそれに対する判断を文書化した（略）審査請求人の提示する中医協資料」の作成に至る過程が記録された審議会等文書は、審査請求書（上記（1）イ（イ） b）に記載した行政文書に該当する。

ii また、上記ア（ア） bに記載した国会議事録において、諮問庁（後藤厚生労働大臣）は、「メーカーからは、材料となるパラジウムの確保自体に問題は生じていないというふうに聞いておりました、供給に支障が生じる状況ではないというふうに聞いております。」と答弁していることから、当該答弁に関して諮問庁が作成した想定問答等は、審査請求書（上記（1）イ（イ） b）に記載した行政文書に該当する。

(c) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（ウ））について

上記 b（b） ii 及び iii と同様である。よって、「関係団体の御意見も伺いながら、必要に応じて更なる見直し」をするために作成された行政文書は、審査請求書（上記（1）イ（イ） c）に記載した行政文書に該当する。

(d) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（エ））について

i 諮問庁は、「「パラジウムの価格高騰に係る調査、分析結果」については、審査請求人の提示する中医協資料にグラフとして掲載されているのみであり、その他に具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。」と説明している。

ii しかし、後記 e に記載した理由により、「審査請求人の提

示する中医協資料」である2022年4月13日開催の中医協資料4頁に掲載されているグラフの作成にあたっては、「随時改定．XLSX」等の表計算ソフトで作成された電磁的記録が使用されていると考えるのが経験則上自然であり、当該電磁的記録は、審査請求書（上記（1）イ（イ）d）に記載した行政文書に該当する。

- (e) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（オ））について
 - i 諮問庁は、「「歯科用貴金属の実態価格調査の実施方法の変更内容及び調査結果がわかる行政文書」については、令和3年度6月23日中央社会保険医療協議会総会資料「令和3年度に実施する特定保険医療材料価格調査について（案）」及び内部資料「令和3年度特定保険医療材料価格調査（材料価格本調査）」が該当する。」と説明した上で、理由説明書（下記第3の3（4））において、前述の2つの行政文書については「「中医協資料内での提案に至るまでの意思決定」についての行政文書として特定すべき関係性は認められない。」と説明している。
 - ii しかし、総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下、第2において「情報公開審査会」という。）は、2022年10月20日付け令和4年度（行情）答申第276号において、「特定保険医療材料価格調査」の調査票情報に含まれる「調査結果」については、歯科用金銀パラジウム合金の告示価格と市場価格の差額がわかる資料に該当するとの判断を示していることから、上記iに記載した2つの行政文書は、本件対象文書に該当する。
- (f) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（カ））について
上記（a）に記載したとおりである。
- (g) 理由説明書（下記第3の3（2）イ（キ））について
 - i 諮問庁の「「メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書」については、「令和4年2月9日厚生労働省医政局経済課長保険局医療課長通知（略）」が該当する。」とした説明は、認める。
 - ii 上記iに記載した通知に関連し、「「供給状況の推移がわかる行政文書」を事務処理上作成又は取得した事実はない。」と説明は、認められない。その理由は、上記（a）i及びiiに記載したとおりである。
- d 理由説明書（下記第3の3（2）ウ）について
理由説明書（下記第3の3（2）ウ）に記載された諮問庁の各

説明に対する反論は、上記 a (a) ないし (d) に記載したとおりであるが、加えて個別に以下意見を述べる。

(a) 理由説明書（下記第3の3 (2) ウ (ア)）について

「中医協資料作成にあたりマスコミ報道等について個別詳細に整理または評価・分析を行うことの必然性を根拠づけるものではなく、」との説明は、認められない。その理由は、上記 b (b) ii 及び iii に記載したとおりである。

(b) 理由説明書（下記第3の3 (2) ウ (イ)）について

上記 a (a) ないし (d) に記載したとおりである。

(c) 理由説明書（下記第3の3 (2) ウ (ウ)）について

「岸田内閣総理大臣からの歯科用金銀パラジウム合金の急騰への対応策の検討に係る指示内容」がわかる行政文書について、「具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。」との説明は、上記ア (ア) a に記載した国会議事録において、諮問庁（厚生労働大臣）が、「今回のことについて言えば、総理の御指示もありましたし、」と答弁していることから、総理大臣から厚生労働大臣に対して口頭で指示がなされたという事実、並びに総理大臣からの口頭指示を文書として残していない事実を前提として、認める。

(d) 理由説明書（第3の3 (2) ウ (エ)）について

上記 a (a) ないし (d) に記載したとおりである。

e 理由説明書（下記第3の3 (2) エ）について

(a) 諮問庁が、「「随時改定．X L S X」については歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものであり、中医協資料の検討に関する文書として改めて作成するものではない。」と説明していることは、認められない。以下、理由を述べる。

(b) 諮問庁は、別件審査請求における情報公開審査会への諮問（令和3年（行情）諮問第390号）に当たっての理由説明書（答申書の第3の3 (2)）において、歯科用貴金属の公示価格の随時改定における改定漏れの再発防止策及び告示価格の計算方法の見直しに関する資料の特定に関して、以下の説明を行っている。

（引用開始）

(2) 本件開示請求対象文書の特定について

本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて、本件開示請求対象行政文書について探索したところ、本件訂正を受けて、原処分庁において、「随時改定（旧）．X L S X」を「随時改定

(新). X L S X」に見直し、訂正後の歯科用貴金属価格について、令和2年2月7日付け保発0207第3号「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」の別紙8「歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法」に拠って算出している。したがって、上記「随時改定(旧). X L S X」及び「随時改定(新). X L S X」について、本件開示請求対象行政文書として追加して特定し、その全部を開示することが妥当である。

(引用終わり)

上記引用部分に記載されている別紙8「歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法」において示されている「2随時改定時における算式」は、「当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格」、「当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格」及び「当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格」等により構成されている。

したがって、「随時改定. X L S X」は、「中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録」に該当すると認められる。

(c)「随時改定. X L S X」は、中医協資料の検討に関する行政文書として、必要に応じて都度改めて作成(更新)されている事実が推定される。その理由は、以下のとおり。

i 2022年4月13日開催の中医協資料4頁について

2022年4月13日開催の中医協資料4頁のグラフ「歯科用金銀パラジウム合金の告示価格と平均素材価格の推移(月別)」は、上記(b)に記載したとおり、「随時改定. X L S X」を用いて作成されている事実が推定される。(すなわち、当該グラフは、平均素材価格等の数値が入力された「随時改定. X L S X」等の表計算ソフトのファイルなしには作成できないと考えるのが経験則上自然である。)

ii 2022年4月13日開催の中医協資料7頁について

2022年4月13日開催の中医協資料7頁の表「緊急改定を行う場合の歯科用貴金属価格の告示価格(案)」の「⑥R4年5月緊急改定」欄に記載されている告示価格(案)は、歯科用貴金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイルに該当する「随時改定. X L S X」を用いて算出された事実が推定される。

(d) 諮問庁は、別件行政文書開示決定である2019年4月5日

付け厚生労働省発保0405第1号において、2019年1月16日開催の中医協資料「歯科用貴金属価格の随時改定について（平成31年4月）」2頁「歯科用貴金属価格の随時改定について」の「試算価格」欄に記載された試算価格の根拠、及び算出方法がわかる資料を開示し、2019年4月5日付け厚生労働省発保0405第2号において、2019年1月16日開催の中医協資料「歯科用貴金属価格の随時改定について（平成31年4月）」3頁「歯科用貴金属素材価格の変動推移」に記載された各素材価格の具体的な金額がわかる資料（各素材価格の変動推移を数値で示した表を含む）を開示している。

前述の2つの行政文書は、「随時改定．XLSX」と密接な関係のある行政文書であると考えるのが経験則上自然であり、当該行政文書の内容からも「随時改定．XLSX」は「中医協への提出資料を作成するため、金属の素材価格の平均値を集計するために用いられている表計算ソフトのファイル等の電磁的記録」に該当し、中医協資料の検討に関する文書として必要に応じて都度改めて作成（更新）されている事実が推定される。

f 理由説明書（下記第3の3（4））について

諮問庁の「一部存在する行政文書についても、「中医協資料内での提案に至るまでの意思決定」についての行政文書として特定すべき関係性は認められない。」との説明は、認められない。その理由は、上記c（e）に記載したとおりである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和4年4月21日付け（同日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料「歯科用貴金属価格の緊急改定について」（以下、第3において「中医協資料」という。）5頁「歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点」において、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしてはどうか。」との提案に至るまでの意思決定の経緯がわかる資料」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、令和4年5月13日付け厚生労働省発0513第2号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年6月27日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 原処分について

本件開示請求は、中医協資料内での提案に至るまでの意思決定の経緯がわかる資料を要求しているが、これを事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は当該提案に当たって起案及び決裁、担当者間で電子メールのやり取りをした行政文書が存在するのが経験則上自然と主張しているが、中医協資料の作成に当たって起案及び決裁を行う根拠はなく、文章化の手間をかけて電子メール等で担当者間の意思疎通を行う必然性もないことから、文書の存在理由にならない。

また、審査請求人が審査請求書の中で行政文書の存在を主張している各反論に対して以下述べる。

ア 反論アについて

(ア)「想定されなかった事象」という発言は、歯科用貴金属の基準材料価格の改定基準について「過去に例を見ない急騰」を想定していないという歯科医療管理官の認識を述べたものであり、文書の存在理由にならない。

(イ)「対応を求める声」という発言は、同議事録内で価格高騰に対して「そうしたもの「も」勘案」とすると付け加えられており、当該提案を行った直接の理由として位置づけられてはいない。個別詳細に整理または評価・分析を行うことの必然性を根拠づけるものではなく、文書の存在理由にならない。

(ウ) 今回の緊急改定については特例的、緊急的な事情による対応であるとの判断については、同議事録内で各委員が述べているように、緊急改定自体が「診療報酬制度の信頼を損なうおそれ」がある等尋常ならざる対応で、これを安易に行うべきでないという判断は合理的なものであり何らかの根拠を持ち出す必要があるものではない。よって文書の存在理由にならない。

イ 反論イについて

(ア) 製造販売業者に対して当時の見込みで製造に影響が出ていないか聞き取り調査したものについては、電話での聞き取りであり、結果は「困難になるといった報告は受けておりません。」という答弁の内容が全てである。よって文書の存在理由にならない。

(イ)「引き続き、状況について注視をしてみたい」という発言については、注視をした内容とそれに対する判断を文書化したのが審査請求人の提示する中医協資料である。その他に具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。

- (ウ)「関係団体の御意見も伺いながら、必要に応じて更なる見直し」という発言については、その後述べている通り歯科用貴金属価格の改定方法については従来通り検討を続けていくという姿勢を述べたのが本旨であり、改めて関係団体の意見について個別詳細に整理または評価・分析を行うことの必然性を根拠づけるものではない。よって文書の存在理由にならない。
- (エ)「パラジウムの価格高騰に係る調査、分析結果」については、審査請求人の提示する中医協資料にグラフとして記載されているのみであり、その他に具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。
- (オ)「歯科用貴金属の実勢価格調査の実施方法の変更内容及び調査結果がわかる行政文書」については、令和3年度6月23日中央社会保険医療協議会総会資料「令和3年度に実施する特定保険医療材料価格調査について(案)」及び内部資料「令和3年度特定保険医療材料価格調査(材料価格本調査)」が該当する。
- (カ)上記(ア)と同様である。よって文書の存在理由がない。
- (キ)「メーカーに対しまして、製品の供給に不安が生じた場合には速やかに報告するようお願いしている」という発言に関して、「メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書」については、「令和4年2月9日厚生労働省医政局経済課長・保険局医療課長通知「医療機器に係る保険適用希望書の提出方法等について」8(1)において「医療機器において、安定供給が困難な事態に至るおそれがある場合には、遅滞なく医政局経済課に報告すること」としているため、当該通知が該当する。なお、当該通知に関連して「供給状況の推移がわかる行政文書」を事務処理上作成又は取得した事実はない。

ウ 反論ウについて

- (ア)「マスコミ報道が整理された行政文書」については、中医協資料作成にあたりマスコミ報道等について個別詳細に整理または評価・分析を行うことの必然性を根拠づけるものはなく、具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。
- (イ)「提案については精査し参考としたい」という発言について、参考とした結果が審査請求人の提示する中医協資料である。それ以前の個々の提案について精査した経緯や内容を個別詳細に文書として作成・保存する根拠はなく、具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。
- (ウ)「岸田内閣総理大臣からの歯科用パラジウム合金の急騰への対応策の検討に係る指示内容」については、担当部局による検討内容は

審査請求人の提示する中医協資料の内容である。その他に具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。

(エ)「価格高騰への対応に係る検討内容」については、審査請求人の提示する中医協資料の内容である。その他に具体的な行政文書として事務処理上作成又は取得した事実はない。

エ 反論エについて

審査請求人は中医協資料のグラフについて作成過程における「随時改定．X L S X」等の表計算ソフトのファイル等の存在を推察として述べているが、「随時改定．X L S X」については歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものであり、中医協資料の検討に関する文書として改めて作成するものではない。文書の存在理由にならない。

(3) 文書の探索について

本件開示請求の対象となる文書は、その他関係部局の書庫等を探索したが発見されなかった。

(4) 原処分 of 妥当性について

上記(2)及び(3)のとおり、審査請求人が、審査請求書において存在を主張する行政文書はその多くが存在せず、一部存在する行政文書についても、「中医協資料内での提案に至るまでの意思決定」についての行政文書として特定すべき関係性は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和5年3月9日 | 審議 |
| ⑤ | 同月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は存在するとしているが、諮問庁は、本件対象文書は存在せず不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、具体的に、以下のアないしオに記載する16文書を例に挙げ、本件対象文書に該当する旨主張している。

ア 処分庁が、2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料「歯科用貴金属価格の緊急改定について」5頁「歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点」において、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしてはどうか。」と提案するに当たっての起案及び決裁に係る行政文書及び担当者間で送受信した電子メール等の電磁的記録

イ 2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会議事録で示された以下の行政文書

(ア)「ウクライナ情勢という特殊事情により、パラジウム等の素材価格が過去に例を見ない急騰がみられ最高値を更新」したことに対して、「想定されなかった事象」との判断に至った経緯が分かる行政文書

(イ)「歯科医療現場からもこうした状況から早期の対応を求める声もあること」「歯科医療の現場からも7月を待たずにこの価格の急騰への対応を求める声がございまして、」との発言に関して、歯科医療現場から寄せられた声が整理された行政文書及び「そうしたものも勘案」との発言に関して、寄せられた声に係る評価・分析結果が分かる行政文書

(ウ)「今回は緊急改定ということで、あくまで特例的なもの」「今回はウクライナの情勢により特例的、個別的な事情により対応するもの」との発言に関して、今回の緊急改定については特例的、個別的な事情による対応であるとの判断に至ったことが分かる行政文書

ウ 2022年3月2日第208回国会衆議院厚生労働委員会並びに同月8日及び16日参議院厚生労働委員会の国会審議における厚生労働省の答弁で示された以下の行政文書

(ア) 3月2日「歯科用金銀パラジウム合金等の製造販売業者に聞き取りをいたしましたところ、現在のところでございますけれども、安定供給が困難になるといった報告は受けておりません。」との発言に関して、製造販売業者への聞き取り調査結果に係る行政文書

(イ) 3月2日「引き続き、状況について注視をしてまいりたいと考えております。」との発言に関して、その後の状況の推移の状況及び状況の推移に対する判断が分かる行政文書

(ウ) 3月8日「関係団体の御意見も伺いながら、必要に応じて更なる見直し対応も含め、」との発言に関して、関係団体の意見が整理さ

れた行政文書及び関係団体の意見に対する評価，分析結果が分かる行政文書

(エ) 3月8日「ロシアがこういう状況なので今後更にパラジウム等が値上がりする。もう足下でも日によっては，グラムですよ，1グラムで500円程度変わっているのが今の現実です。」との発言に関して，パラジウムの価格高騰に係る調査，分析結果が分かる行政文書

(オ) 3月8日「実勢価格をしっかりと調べることを上月委員が我々厚生労働省に求めていただきまして，しっかりとこの調査の方法を一からやり直しまして，この数を，客体を増やさせていただきました。」との発言に関して，歯科用貴金属の実勢価格調査の実施方法の変更内容及び調査結果が分かる行政文書

(カ) 3月16日「歯科治療用の金銀パラジウム合金の素材として使用されているパラジウムに関しましては，業界に確認したところ，ロシア以外からの調達を中心としておりまして，メーカーからは直ちに供給に支障が生じる状況ではないと聞いております。」との発言に関し，メーカーへの聞き取り調査結果に係る行政文書

(キ) 3月16日「厚生労働省といたしましては，医療機器の安定供給を確保する観点から，メーカーに対しまして，製品の供給に不安が生じた場合には速やかに報告するようお願いしているところでございます。歯科治療用のこの金銀パラジウム合金につきましても，こうした状況でもございますので，引き続きメーカーと密に意思疎通を図りながら供給状況をしっかりと注視してまいりたいと考えております。」との発言に関し，メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書及び供給状況の推移が分かる行政文書

エ 審査請求書の7/11～8/11頁の表に記載の関係団体から寄せられた意見，提案並びにマスコミ報道（計27件）に関する以下の行政文書

(ア) 表に記載の関係団体から処分庁に寄せられた意見，提案並びにマスコミ報道が整理された行政文書及び関係団体の意見に対する評価，分析結果が分かる行政文書

(イ) 表のNo1「提案については精査し参考としたい。」との発言に関して，当該提案に対する評価，分析結果が分かる行政文書

(ウ) 表のNo22に記載した，岸田内閣総理大臣からの歯科用金銀パラジウム合金の急騰への対応策の検討に係る指示内容がわかる行政文書及び指示内容に対する検討内容が分かる行政文書

(エ) 表のNo23に記載した，「(対応を) 真剣に考えたい」との発言

に関して、歯科用貴金属の価格高騰への対応に係る検討内容が分かる行政文書

オ 令和3年（行情）諮問第390号に係る答申において、処分庁が特定した「随時改定（旧）. X L S X」及び「随時改定（新）. X L S X」に関連する行政文書

（2）これに対して諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、上記（1）アないしオの16文書のうち、上記（1）ウ（オ）及び（キ）の一部の文書は存在するものの、本件で審査請求人が開示を求める内容と合致せず、またその余の文書は存在しない旨説明しているところ、審査請求人は意見書（上記第2の2（2））において、上記（1）エ（ウ）の文書が存在しないとする諮問庁の説明を認めるものの、引き続き、その余の15文書は本件対象文書に該当する旨主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、文書保有の有無について更なる補足説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 上記（1）アの文書について

行政文書管理規則10条及び11条は、中央社会保険医療協議会資料（配布資料）の作成過程において起案・決裁・電子メール等の文書作成を求めるものではなく、現に作成していない。

また、行政文書管理規則の別表第一の21（審議会等文書）に具体例として記載されているのも、①開催経緯、②諮問、③議事の記録、④配布資料、⑤中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言であり、「審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書」については、当該中央社会保険医療協議会の配布資料及び議事録と解している。「国会審議文書」についても、理解は審議会等文書と同様である。

イ 上記（1）イ（ア）の文書について

審査請求人が引用する国会議事録において、歯科医療管理官が何らかの説明資料を吉田議員に渡したとの発言は確認されないので、文書が存在したことを裏付けるものではない。なお、当時の歯科医療管理官（既に担当を異動）に聴取したところ、何らかの文書を吉田議員に渡した記憶はないとのことである。

ウ 上記（1）イ（イ）の文書について

「対応を求める声」に対して事務処理上評価・分析した行政文書を作成する根拠はなく、また別なレベルの問題である。本件ではそのような作業は行っていない。

エ 上記（1）イ（ウ）の文書について

上記イと同様であり、吉田議員に対する説明時には、特段、資料を

作成してはいない。

オ 上記（１）ウ（ア）の文書について

医政局経済課長と保険局医療課長との間で、電話での聞き取り調査に関して連絡を取りあったことはあるが、対面や電話で行っており、文書は存在しない（執務室が近く、文書でやり取りをする必要性がない。）。また、製造販売業者への聞き取り調査結果に関する内容を記載した想定問答は作成していない。

カ 上記（１）ウ（イ）の文書について

当該大臣答弁については緊急改定以降の状況について述べたものであり、「緊急改定の提案に至るまでの意思決定の経緯がわかる資料」に該当し得ない。また、本件想定問答等について「注視をした内容」に関する文書を事務処理上作成又は取得した事実はない。

キ 上記（１）ウ（ウ）の文書について

上記ウと同様である。

ク 上記（１）ウ（エ）の文書について

「随時改定．X L S X」について確認したところ、当該エクセルファイルに関数等が埋め込まれているというようなこともなく、「随時改定．X L S X」については、歯科用貴金属機能区分の基準材料価格改定の計算方法をフォーマットとして示すものという諮問庁の説明に矛盾はない。ただし、「随時改定．X L S X」とは別に、これに入力した数値を表にしたものは存在する。

ケ 上記（１）ウ（オ）の文書について

審査請求人が引用する令和４年度（行情）答申第２７６号は、「特定保険医療材料価格調査」の調査票情報に含まれる「調査結果」が、当該答申に係る開示請求内容（歯科用鑄造用金銀パラジウム合金の告示価格と市場価格の差額が分かる資料）に合致するものであることを、諮問庁自らが認めている事案である。

他方、本件の「令和３年度に実施する特定保険医療材料価格調査について（案）」及び内部資料「令和３年度特定保険医療材料価格調査（材料価格本調査）」は、「歯科用貴金属の実態価格調査の実施方法の変更内容及び調査結果がわかる行政文書」とはいい得るものの、その内容は２年に１回の定例的な材料価格調査に関するものであり、今回、審査請求人が開示を求めた緊急の価格改定に係る内容ではないため、本件では、特段、当該資料の内容を踏まえて判断しておらず、本件の開示請求内容（提案に至るまでの意思決定の経緯が分かる資料）に該当するといえるほどの関連性はないと判断したところである。

コ 上記（１）ウ（カ）の文書について

上記オと同様である。

サ 上記（１）ウ（キ）の文書について

「メーカーに対して製品の供給に不安が生じた場合に速やかに報告するよう求めた行政文書」として、「令和４年２月９日厚生労働省医政局経済課長保険局医療課長通知」は存在するが、一方、当該通知は、本件開示請求の全体の趣旨である「中央社会保険医療協議会資料内での提案に至るまでの意思決定」の行政文書に該当しないことについては、理由説明書で説明したとおりである。

更に詳しく説明すると、上記通知は、今般の緊急改定とは関係なく、保険適用を希望する医療機器について、安定供給が困難な事態に至るおそれがある場合の厚生労働省への報告を求める内容であるから、審査請求人が開示を求める「中央社会保険医療協議会資料内での提案に至るまでの意思決定」の行政文書に該当すると判断する余地はない。

なお、審査請求人が審査請求書において、第２０８国会参議院厚生労働委員会の議事録から引用している「メーカーに対しまして、製品の供給に不安が生じた場合には速やかに報告するようお願いしている」という発言は、緊急改定以降の供給に不安が生じた場合について述べたものである。

また、「供給状況の推移がわかる行政文書」を事務処理上作成又は取得した事実はない。さらに、上記オ及びコのとおり、製造販売業者への聞き取り調査結果に関する内容を記載した文書は作成していない。

シ 上記（１）エ（ア）の文書について

上記ウ及びキと同様である。

ス 上記（１）エ（イ）の文書について

上記アと同様である。

セ 上記（１）エ（エ）の文書について

上記ア及びスと同様である。

ソ 上記（１）オの文書について

上記クと同様である。

- (3) 上記第２及び上記（２）のとおり、諮問庁は、審査請求人が本件対象文書に該当すると主張する上記（１）アないしオの文書（同エ（ウ）の文書を除く１５文書）のうち、同ウ（オ）に該当する文書として「令和３年度に実施する特定保険医療材料価格調査について（案）」及び内部資料「令和３年度特定保険医療材料価格調査（材料価格本調査）」が存在し、同ウ（キ）に該当する文書として「令和４年２月９日厚生労働省医政局経済課長保険局医療課長通知」が存在するが、これらは審査請求

人が開示を求める内容の文書ではない旨説明する。

また、上記（１）ウ（エ）及びオの文書については、審査請求人が指摘する「随時改定．X L S X」ファイルそれ自体はフォーマットにすぎないが、これとは別に、当該ファイルに入力したデータを表にしたものが存在する旨説明する。

さらに、その余の文書は、そもそも作成しておらず、保有していないとしている。

- （４）そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対して、i）令和３年度に実施する特定保険医療材料価格調査について（案）及び内部資料「令和３年度特定保険医療材料価格調査（材料価格本調査）」の関係資料、ii）令和４年２月９日厚生労働省医政局経済課長保険局医療課長通知及びiii）「随時改定．X L S X」ファイルに入力したデータを表にしたものの提示を求めさせ、当審査会においてその内容を確認したところ、i）は、２年に１度実施している定例調査の文書であり、また、ii）は、地方厚生（支）局や地方公共団体に対して、医療機器に係る保険適用希望書の具体的な提出方法等の手続を周知する文書であるため、審査請求人が開示を求める本件対象文書に該当するとは認められない。

他方、iii）は、「随時改定．X L S X」ファイルそれ自体ではないものの、令和４年１月３日から３月３１日までの間の日々（土・日を除く。）の金、銀及びパラジウムの単価（安値、高値及び平均）を時系列に整理したものであるから、本件対象文書に該当すると認められる。

その余の文書については、そもそも文書を作成していないため保有していないとする諮問庁の説明について、不自然・不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書に該当する文書として別紙の２に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、審査請求人が例示した１６文書以外の文書で更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

３ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において、別紙の２に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第３部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別 紙

1 本件対象文書

2022年4月13日開催の中央社会保険医療協議会総会資料「歯科用貴金属価格の緊急改定について」5頁「歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点」において、「令和4年1月から3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を行うこととしてはどうか」との提案に至るまでの意思決定の経緯がわかる資料

2 特定すべき文書

「随時改定．X L S X」に入力した数値を表にしたもの（上記第5の2（1）ウ（エ）及びオの文書）